

常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画

[平成 27 年 9 月 28 日制定]

第 1 目的

「常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針（令和 3 年 10 月 18 日策定）」に基づき、本学における公的研究費の適正な運営及び執行管理体制の構築並びに不正防止の具体的な活動を定めることを目的とする。

第 2 不正防止推進体制

(1) 最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次の役割を担う。

ア 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

イ 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動及び研究費等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者（副学長）

統括管理責任者は、研究活動及び研究費等の運営・管理を適正に行うため、次の役割を担う。

ア 不正防止対策の基本方針に基づき、所管するキャンパス又は短大における具体的な対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

イ 自らが所管するキャンパス又は短大において不正を発生させる要因が認められる場合は、本学全体に起因するものかキャンパス又は学部・研究科、科若しくは事務局に特有なものであるかを区分し、コンプライアンス推進責任者に改善を命ずるとともに、最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者（学部長、研究科長、科長及び大学・短大本部事務局長）

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次の役割を担う。

ア 自らの所管する学部、研究科、科及び事務局における対策を実施するとともに、その状況を確認し、統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、自らの所管する学部、研究科、科及び事務局の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施して受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活動を実施する。

ウ 自らの所管する学部、研究科、科及び事務局の構成員が、適切に研究活動及び研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 不正防止計画推進部署（学長室）

不正防止計画推進部署は、最高管理責任者のもとで統括管理責任者がその役割を果たすため、次の役割を担う。

- ア 統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、その状況を確認する。
- イ 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直し等、業務の充実を図る。
- ウ 内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、学内全体の状況を体系的に整理し、評価する。さらに、その評価に応じて、統括管理責任者と連携し不正防止計画を隨時見直して、効率化・適正化を図る。

(5) 内部監査部門（監査部）

- 内部監査部門は、公的研究費の適正な運営・管理のため、次の役割を担う。
 - ア 毎年度定期的に、研究費の経理処理を含む適正な運営・管理について監査を実施するとともに、管理体制の改善の要否についても検証する。
 - イ 効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況等について確認する。

第3 取組項目及び具体的な実施方法

取組項目に係る具体的な実施方法は、毎年度別に定める「常葉大学及び常葉大学短期大学部における不正防止計画に係る具体的な取組の実施方法」のとおりとする。

第4 不正防止計画の改廃

不正防止計画の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この不正防止計画は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この不正防止計画は、令和3年10月18日から施行する。
(計画の廃止)
- 2 この不正防止計画の策定に伴い、常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に係る不正防止計画（平成27年9月30日制定）は、廃止する。